

こどもの居場所（ユースセンター）運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

こどもの居場所（ユースセンター）運営等業務委託

2 業務の目的

本業務は、地域・産学官と連携して、こども・若者にとって、学校でも家庭でもない「第3の居場所」としてユースセンターの運営業務を行うことにより、こども・若者が安心して過ごせる場、多様な体験・経験ができる空間、こどもたちの「やってみたい」を応援する場または気軽に挑戦できる場を創出するとともに、市内各地域へ展開するためのノウハウを蓄積することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

4 委託場所

春日部市内

5 業務概要

- (1) こどもの居場所（ユースセンター）の企画・開設及び運営
- (2) 教育機関と連携した、ユースワーカーの育成
対象教育期間：共栄大学〔埼玉県春日部市内牧 4158〕
- (3) 結果検証と今後の展開計画立案

6 業務内容

- (1) こどもの居場所（ユースセンター）の企画・開設及び運営
武里市民センター及び豊野市民センターにおいて、小・中学生のこども・若者が安心して過ごせるこどもの居場所として、こどもの居場所（ユースセンター）を企画し運営する。

① 実施日

令和8年7月24日（金）～8月28日（金）の期間において、以下のア、イの会場にて、計20日程度実施するものとする。なお、会場使用料は発注者の負担とする。

ア 武里市民センター

令和8年7月28日（火）から令和8年8月21日（金）までのうち15日間程度

その他 設営に各1日

イ 豊野市民センター

令和8年8月25日（火）から令和8年8月28日（金）までの4日間

その他 設営に各1日

② 実施時間

各日5時間以上とする。

③ 運営準備

ユースセンター開設にあたっての必要な会場装飾、備品及び消耗品等の準備を行う。

④ 関係機関との連携

貧困、虐待、不登校等の課題が見受けられた場合、適切な支援に繋げられるよう発注者及び関係機関（児童相談所、学校、保健センター等）と連携する。

⑤ 運営人員

各日ユースワーカー1名以上、運営スタッフ1名以上とし、運営スタッフはユースワーカーの相談に対応するものとする。

なお、共栄大学の協力を得て、大学生をユースワーカーにあてることができる。

⑥ 交通費等支給

ユースワーカーに対しては、交通費等を支払うものとする。

⑦ ユースワーカーの保険加入

ユースワーカーに対して、活動中・往復中の事故によるケガ等及び他人の身体・財産への賠償責任を補償する保険に加入するものとする。

⑧ イベントの実施

ユースセンター開設時にて、業務の目的にかなうようなイベントを企画・運営する。

⑨ 意見聴取

発注者と協議のうえ、こどもの居場所について、こども・若者へのヒアリングを行い、運営に反映する。

⑩ 広報・啓発活動

S N S（Instagram、X、LINE 等）を活用した、若者に届きやすい情報発信及び近隣学校や地域団体へ 2500 部以上のチラシ作成、配布等を行う。

(2) 教育機関と連携した、ユースワーカーの育成

- ・ 共栄大学と連携し、ユースワークに関する知識を持つユースワーカー及びユースセンターをマネジメント出来る人材を育成する。また、ユースワーカーの管理・活用についても発注者と協議しつつ管理する。
- ・ 共栄大学特別講座カリキュラムと連携し事業を展開するものとする。

スケジュール（予定）

日程	概要
5月上旬	調査および計画立案
5月中旬	こどもの居場所設置の具体案作成 こどもの居場所設置準備
5月下旬	こどもの居場所設置と広報
7月下旬	ユースワーカー研修
10月上旬	ユースワーカー活動振り返り

(3) 結果検証と今後の展開計画立案

(1)、(2) の実施結果を踏まえて、今後のこどもの居場所（ユースセンター）に関して、費用、人材等の面を考慮した中長期的に持続可能な事業の展開方法について立案する。

7 提出物

- (1) 実施状況及び結果報告書（写真を含む）
- (2) 今後のこどもの居場所の展開方法に関する計画
- (3) その他
 - ・提出形式及び提出方法については、発注者と協議すること。
 - ・印刷物については、グリーン購入法に配慮すること。
 - ・成果物の著作権は春日部市に帰属し、春日部市の許可なく複製や公表を禁じる。

8 検査・支払い方法

本業務は、完了検査の合格をもって業務の完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備、是正すべき事項が見つかった場合は、受注者は、責任をもってこれを訂正するものとする。業務完了時に請求書の提出を受け、一括支払いとする。

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (2) 発注者及び受注者は、本契約の目的を達成するため、随時連絡を取り合い、作業の進捗状況の確認、調整を行う。
- (3) この業務により知り得た事項を転用又は他に漏らしてはならない。